

社会的養育推進の基本的方向性

令和 2 年 3 月
相 模 原 市

目 次

1 策定の趣旨及び位置付け	1
2 対象の期間	1
3 社会的養育を取り巻く状況等	2
4 社会的養育推進の基本的な考え方	7
5 社会的養育推進の具体的な取組	8
(1) 在宅支援・家族支援の取組	8
(2) 子どもの権利擁護に関する取組	9
(3) 家庭養育・特別養子縁組推進の取組	10
(4) 施設養育体制の強化に向けた取組	11
(5) 一時保護の環境整備や体制強化に向けた取組	11
(6) 自立支援の取組	12
(7) 児童相談所の強化に向けた取組	13
【資料編】	
資料1 社会的養育が必要な子ども数の見込み	16
資料2 施設定員の見込み	18
資料3 里親やファミリーホームへの委託子ども数の見込み（参考）	19
資料4 当事者である子どもへの聞き取り調査の実施結果（概要）	20

1．策定の趣旨及び位置付け

平成28年及び平成29年の児童福祉法等の抜本的改正を受けて、国の有識者会議による「新しい社会的養育ビジョン」（平成29年8月）が取りまとめられ、国は、「家庭養育優先原則」の徹底及び子どもの最善の利益を実現していくために、「『都道府県社会的養育推進計画』の策定について」（平成30年7月6日、厚生労働省局長通知）を発出し、現行の社会的養育推進計画（以下、「推進計画」という。）を全面的に見直し、新たな推進計画を作成するものとした。

本市においては、様々な事情により保護者と暮らすことができない子どもの社会的養護体制について、「相模原市子ども・子育て支援事業計画」（平成27年度～平成31年度）の施策の方向の一つである「社会的養護体制の充実」に基づいて取組を推進してきており、現行の推進計画にあたる「社会的養護の養育環境整備に当たっての必要事業量と今後の対応」（平成27年3月）は、子ども・子育て支援事業計画における「社会的養護体制の充実」の数的根拠及び今後の対応を定めたものとなっている。

新たな推進計画についても、「第2次相模原市子ども・子育て支援事業計画」（令和2年度～令和6年度）の施策の方向として示された「児童虐待予防・防止対策の強化」及び「社会的養育体制の充実」を踏まえ、今後の本市の社会的養育の将来像を示すものとして、「社会的養育推進の基本的方向性」として定めるものとする。

2．対象の期間

対象期間は、令和2年度～令和11年度の10年間とし、前期を令和2年度～令和6年度、後期を令和7年度～令和11年度とする。

3. 社会的養育を取り巻く状況等

(1) 児童相談の状況

ア 児童虐待相談

平成27年度以降の本市の虐待相談の把握人数は増加傾向で、平成30年度の把握人数を平成27年度の把握人数と比較すると、約30.2%の増加となっている。

児童相談所では平成22年度の開所以降、一貫して把握人数が増加しており、平成30年度の把握人数を平成27年度の把握人数と比較すると、約44.1%の増加となっている。

【児童虐待相談の状況（各年度）】 (単位：人)

区分	H27	H28	H29	H30
児童相談所	970	1,036	1,108	1,398
子育て支援センター	821	678	926	934
合計	1,791	1,714	2,034	2,332

イ 児童虐待以外の相談

平成27年度以降の本市の虐待以外の相談（育成相談や養護相談、障害相談など）人数は増加傾向で、平成30年度の相談人数を平成27年度の相談人数と比較すると、約8.4%の増加となっている。

【児童虐待以外の相談の状況（各年度）】 (単位：人)

区分	H27	H28	H29	H30
児童相談所	1,372	1,365	1,380	1,434
子育て支援センター	890	1,056	952	1,017
合計	2,262	2,421	2,332	2,451

(2) 入所措置等の状況

ア 乳児院及び児童養護施設への入所措置

平成27年度以降の本市の乳児院及び児童養護施設への入所措置人数は、平成28年度に増加したものの、平成29年度以降は減少に転じている。

児童養護施設は本市所管施設（2施設）への入所数が平成30年度に増えたものの、本市が利用している県内施設の協定定員の活用による入所の割合が5割を超えている状況である。

【乳児院及び児童養護施設への入所措置の状況】 (単位：人)

区分	H27	H28	H29	H30
乳児院	17	21	19	17
児童養護施設 (うち、本市所管施設入所児童数)	159 (65)	163 (74)	150 (66)	152 (74)
合計	176	184	169	169

各年度2月1日現在

イ 里親及びファミリーホームへの委託

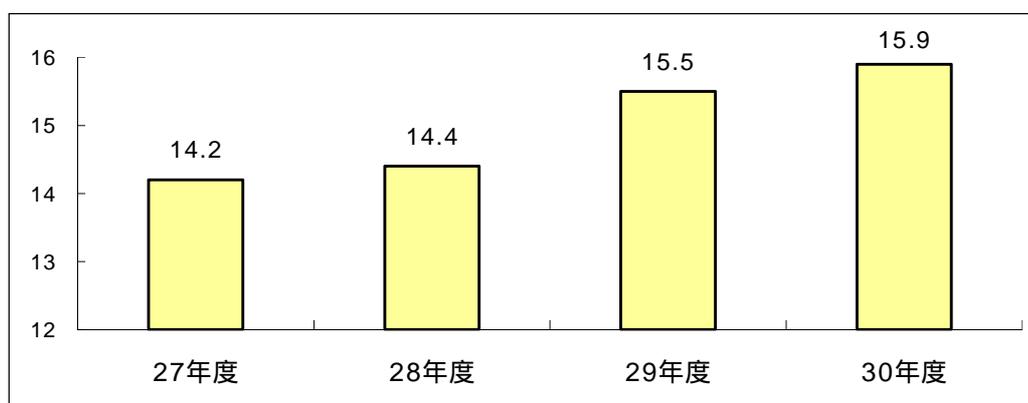
平成27年度以降の本市の里親及びファミリーホームへの委託人数は増加している。また、本市の里親等委託率（里親及びファミリーホームへの委託数の合計を、里親及びファミリーホームへの委託数と乳児院及び児童養護施設の入所数の合計で除して得た割合）についても、平成27年度以降増加しているが、全国平均19.7%（平成29年度末）を下回っている。

【里親及びファミリーホームへの委託の状況】 (単位：人)

	H27	H28	H29	H30
里親及びファミリーホーム	29	31	31	32

各年度2月1日現在

【里親等委託率の推移】 (単位：%)



ウ 児童心理治療施設への入所状況

心理治療など専門的なケアと養育を行う児童心理治療施設は本市に設置がなく、市外施設の定員割愛による入所措置を行っている。平成29年度に入所した2人の児童が平成30年度においても継続して入所している。

【児童心理治療施設への入所状況（各年度）】 (単位：人)

	H27	H28	H29	H30
児童心理治療施設	0	0	2	2

エ 児童自立支援施設への入所状況

子どもの行動上の問題に対応する児童自立支援施設は本市に設置がなく、県内施設の協定定員の活用や県外施設の定員割愛による入所措置を行っており、平成27年度以降入所措置人数は増加している。

【児童自立支援施設への入所状況（各年度）】 (単位：人)

	H27	H28	H29	H30
児童自立支援施設	11	12	13	15

オ 自立援助ホームの入所状況

義務教育を終了した児童を対象とする自立援助ホームへの入所は、平成28年度に増加したものの、平成29年度に減少に転じている。本市にあるホーム（1か所）のほか、市外のホームに入所している。

【自立援助ホームの入所状況（各年度）】 （単位：人）

	H27	H28	H29	H30
自立援助ホーム	5	8	4	4

（3）一時保護の状況

ア 一時保護所の状況

平成27年度以降の本市の一時保護所における一時保護人数は、平成29年度に減少したものの、平成30年度の人数を平成27年度の人数と比較すると、19.2%増加している。

また、平成27年度以降の本市の一時保護所における1人あたりの平均在所日数及び平均在所人数は増加傾向にある。特に平成30年度は、平均在所人数が一時保護所の定員数（25人）を超え、定員超過日数が年217日、一時保護の延べ日数が9,293日、子ども1人あたりの平均在所日数が46.7日となっている。

【一時保護人数の状況（各年度）】 （単位：人）

	H27	H28	H29	H30
一時保護所	151	190	164	180

【一時保護所の状況（各年度）】

区分	H27	H28	H29	H30
平均在所人数	20.0人	23.3人	23.0人	25.5人
定員超過日数	6日	91日	52日	217日
一時保護の延べ日数	7,308日	8,482日	8,402日	9,293日
1人あたり平均在所日数	44.3日	40.9日	44.6日	46.7日

イ 一時保護委託の状況

平成27年度以降の本市の一時保護委託人数は、おおむね横ばいで推移しているが、里親への一時保護委託人数は増加傾向にあり、平成30年度の里親への一時保護委託人数を平成27年度の里親への一時保護委託人数と比較すると、2.3倍となっている。

【一時保護委託の状況（各年度）】

（単位：人）

区分	H27	H28	H29	H30
乳児院	36	21	12	21
児童養護施設	32	25	35	28
障害児入所施設等	22	24	22	22
里親	14	18	18	32
医療機関・その他	7	27	25	8
合計	111	115	112	111

（４）登録里親の状況

平成27年度以降の本市の登録里親（養育里親としての登録者）数は増加しており、平成30年度の登録数を平成27年度の登録数と比較すると、7.8%増加している。

養育里親には、長期委託、短期委託、緊急短期委託の3種類の活動があり、養育里親自身の生活スタイルや年齢等に応じて活動している。このうち、長期委託の活動をしている養育里親数は平成27年度以降横ばいであり、平成30年度の登録里親数に対する割合は40%となっている。

【登録里親数の状況】

（単位：組）

区分	H27	H28	H29	H30
登録里親（養育里親）数	51	55	59	55
（うち長期委託の活動をしている養育里親数）	（22）	（22）	（20）	（22）

各年度末の数

（５）その他

ア 母子生活支援施設の状況

本市所管の母子生活支援施設（定員20世帯）における利用世帯数は、平成27年度以降増加傾向にあり、平成30年度は20世帯が利用している。

【本市所管の母子生活支援施設の状況】

区分	H27	H28	H29	H30
利用世帯数	16世帯	14世帯	15世帯	20世帯
（うち広域入所*世帯数）	（10世帯）	（10世帯）	（3世帯）	（1世帯）
利用人員数	48人	36人	37人	45人
（うち広域入所*人員数）	（27人）	（28人）	（11人）	（2人）

* 広域入所：DV等を理由にした他自治体からの入所

各年度末の数

イ ショートステイの利用実績

本市のショートステイの延べ利用日数は、平成28年度及び平成29年度に減少したものの、平成30年度は402日と増加している。このうち、児童養護施設は、平成30年度の利用日数を平成27年度の利用日数と比較すると、1.7倍となっている。

【ショートステイ延べ利用日数の状況（各年度）】

（単位：日）

区分	H27	H28	H29	H30
乳児院	125	62	6	64
児童養護施設	135	196	192	224
母子生活支援施設	131	117	160	114
合計	391	375	358	402

乳児院は2歳未満、児童養護施設及び母子生活支援施設は2歳以上18歳未満の子どもを対象に受け入れを行っている。

4 . 社会的養育推進の基本的な考え方

本市では、里親等への委託が全国平均より低い状況で推移し、市外の児童養護施設等に入所している子どもが多い。また、近年の児童虐待相談把握人数等の推移を踏まえると、社会的養育を必要とする子ども数は増加が見込まれる。

今後、本市が利用している県内施設における小規模・地域分散化等が進められることにより、利用定員の段階的縮小が見込まれる中、本市において、里親及びファミリーホーム、施設での養育体制を確保するなどの充実強化が不可欠である。

本市を取り巻く状況や国の考え方を踏まえ、子どもの最善の利益の実現に向けて、社会的養育推進の基本的な考え方を次のとおり定め、具体的な取組を推進する。

1 児童虐待の発生予防、未然防止、早期対応等の強化

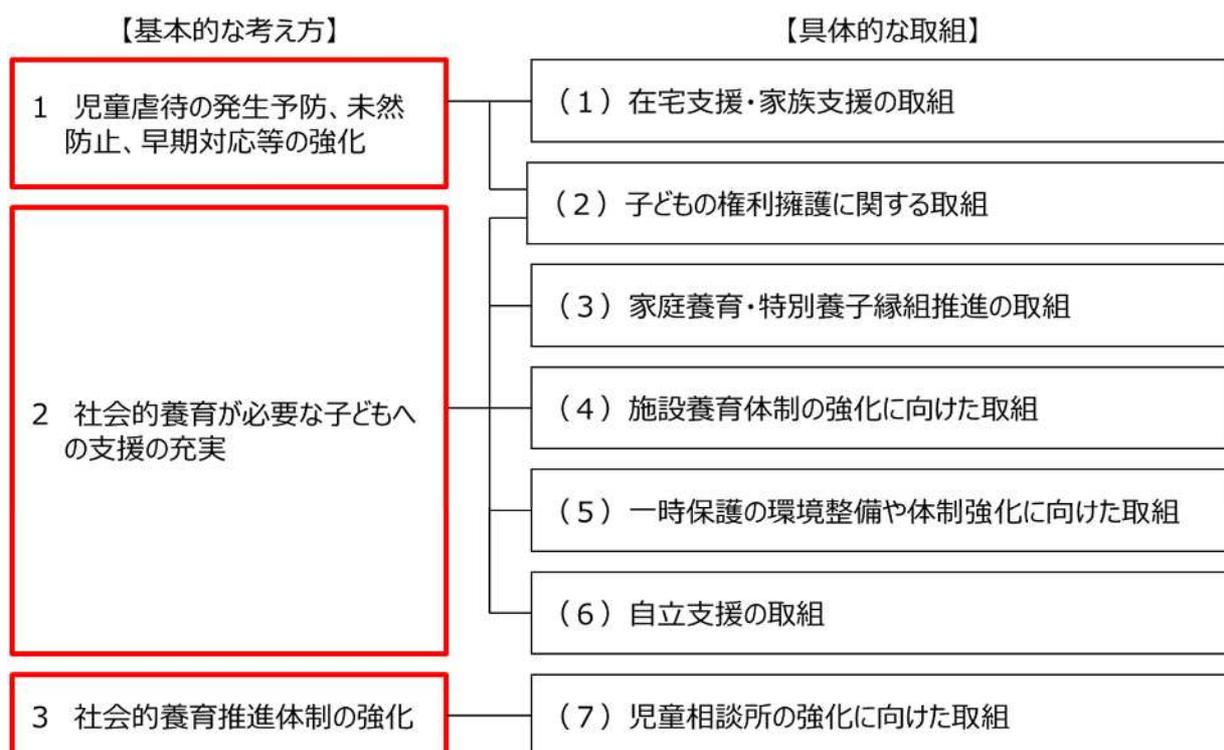
子育て支援センターの体制や専門性の強化、ショートステイ事業の充実、子どもの権利擁護や社会的養育の理解促進に向けた市民や関係機関等への啓発等を図り、児童虐待の発生予防や未然防止、早期対応、再発防止の取組を強化する。

2 社会的養育が必要な子どもへの支援の充実

一時保護の体制強化とともに、里親支援を包括的に実施するフォスタリング機関の設置による里親等委託の推進や施設養育の受け皿を確保し、社会的養育が必要な子どもの養育環境や権利擁護体制の充実を図る。

3 社会的養育推進体制の強化

児童相談所の体制や専門性を強化し、社会的養育が必要な子ども及び社会的養育の担い手となる里親等や施設を、地域において、児童相談所がきめ細かく支える体制を整備する。



5 . 社会的養育推進の具体的な取組

(1) 在宅支援・家族支援の取組

ア 現状の取組

- ・ 本市の児童相談体制は、在宅支援を中心とする市民に身近な相談窓口である子育て支援センターと、一時保護や施設入所などの専門的な支援を行う児童相談所の二層構造となっている。
- ・ 子育て支援センターは、子ども家庭総合支援拠点の機能を有し、要保護児童対策地域協議会の調整機関及び本市における一義的な虐待通告窓口としての役割を担っている。さらに、子育て世代包括支援センター機能も有し、子育てに関する相談、母子保健事業、保育所入所や各種手当の手続き、療育相談等のあらゆる相談に一元的に対応している。
- ・ 本市所管の乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設において、ショートステイ事業による子どもの受け入れを行っている。
- ・ 本市所管の母子生活支援施設では、DVからの避難を理由とする他市からの入所よりも、養育支援を必要とする本市内の母子世帯の入所が多くなっている。

イ 課題等

- ・ 子育て支援センターでは、増加する児童虐待への的確な対応や、養育支援が必要な家庭に対して学校等の関係機関との連携の下で在宅支援を実施するために、子ども家庭総合支援拠点としての体制強化や国の対策に基づく専門性強化の取組が必要である。
- ・ 関係機関との効果的な連携を図るため、本市の児童相談体制や虐待通告窓口等について、更なる周知や理解促進を図る必要がある。
- ・ 産前及び産後の支援、特定妊婦への支援、母子生活支援施設の活用など、虐待の発生予防や地域で子どもの成長を支える取組の充実が求められている。
- ・ 児童養護施設でのショートステイの受け入れにあたっては、同施設に入所している子どもの生活環境にも配慮していくことが必要である。

ウ 今後の方向性

- ・ 子ども家庭総合支援拠点としての体制及び専門性の強化、関係機関との連携や研修等の実施による支援の質の向上を図るとともに、子育て世代包括支援センターにおける妊娠期からの支援や産後ケアの充実、児童養護施設等の機能を生かした在宅支援の取組、母子生活支援施設の積極的な活用により、児童虐待の発生予防や早期対応、再発防止に向けた取組を推進し、子どもが家庭で健やかに養育されるよう支援を行う。

< 具体的な取組 >

- 子ども家庭総合支援拠点の体制及び専門性の強化
- 要保護児童対策地域協議会の枠組みを活用した関係機関の連携や研修の実施
- 子育て世代包括支援センターにおける妊娠期からの支援や産後ケアの充実
- 児童養護施設等の機能を生かした在宅支援の取組
- 母子生活支援施設の積極的な活用

(2) 子どもの権利擁護に関する取組

ア 現状の取組

- ・ 本市では、社会的養育を必要とする子どもの施設入所や里親等への委託にあたって、事前に、施設職員や里親が子どもとの面接や施設見学、体験宿泊等を行っている。
- ・ 児童福祉司及び児童心理司は、施設入所している子どもや里親等に委託されている子どもと定期的に面接を行い、生活状況等の把握をしている。
- ・ 本市では施設に入所する子どもに対して、相談カードを同封した子どもの権利ノートを配付している。子どもが相談カードを投函したときは、児童福祉専門分科会児童相談所措置部会において、子どもから意見を聴取している。
- ・ 本市所管の児童養護施設では、毎月、入所している子どもの意見表明の場として、子ども同士が運営する会議を開催しているほか、施設職員が子どもと面接し、施設での生活に関して子どもから意見を聴取している。また、施設が作成する自立支援計画書に子どもの意見の欄を設け、事前に子どもから意見を聞いている。
- ・ 本市所管の母子生活支援施設では、自立支援計画の作成や見直しの際に、学童期の子どもから個別に意見を聴取している。

イ 課題等

- ・ 里親やファミリーホームに委託されている子どもに対して、子どもの権利ノートの配付ができていない。
- ・ 子どもへの聞き取り調査では、子どもの権利ノートを自ら管理していない事例や使い方がわからないとの意見があった。また、自分の考えや意見を伝える際には、施設職員や里親、児童福祉司等との話し合いに参加したい、職員等に話しやすい環境を作って欲しい、しっかり向き合っていて欲しいとの意見があった。

ウ 今後の方向性

- ・ 当事者である子どもからの意見表明や意見を汲み取る方策、子どもの権利を代弁する方策など、子どもの権利擁護に関する取組を進める。
- ・ 児童福祉法等の一部改正により、親権者等による体罰の禁止が規定されたことや社会的養育に対する理解促進を図るために、市民や関係者に対する啓発活動に取り組む。

< 具体的な取組 >

施設入所や里親等委託の際の子どもへの十分な説明

子どもの権利ノートの意義と活用方法について、施設職員に対する周知及び子どもへの定期的な説明

里親宅やファミリーホームで生活する子どもへの子どもの権利ノートの配付

児童相談所での合同ミーティング等への子どもの参画や子どもとの定期的な面接の場での意見聴取の環境づくり

子ども自身が、里親や施設、児童福祉司等ではない第三者に相談できる機会やSNS等の活用の検討

子どもの権利擁護に関する研修や社会的養護経験者（18歳まで施設や里親の下で生活していた者）の声を聴く機会の実施

本市所管施設や児童相談所等による「（仮称）権利擁護ネットワーク」の設置運営
被措置児童等虐待の防止や適切な対応
児童福祉専門分科会児童相談所措置部会での子どもの意見聴取の方法の更なる検討
児童虐待防止推進月間（１１月）での啓発活動の実施
子どもの権利擁護や社会的養育の理解促進のための啓発活動の実施

（３）家庭養育・特別養子縁組推進の取組

ア 現状の取組

- ・ 本市では、本市所管の乳児院及び児童養護施設が家庭養育支援センターとして里親支援の一部を担い、里親会と連携しながら、里親制度の普及啓発や里親の資質向上を目的とした研修、相談事業を行っている。
- ・ 里親月間を始めとした里親制度の普及啓発の取組により、里親（養育里親）登録希望者が増えている。
- ・ 本市では、平成３０年度から、養育里親の登録者の中で養子縁組を希望する者を対象に養子縁組里親の登録を行っている。また、本市の特別養子縁組の成立状況は年１～２件で推移している。

イ 課題等

- ・ 本市の里親委託率は全国平均よりも低い状況で推移している。社会的養育を必要とする子どもが身近な地域で家庭的環境において生活できるよう、里親やファミリーホームを積極的に確保していく必要がある。
- ・ 里親希望者を開拓するために、里親制度の更なる普及啓発が必要である。
- ・ 現在、本市内には「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」に基づく養子縁組民間あっせん事業者はなく、児童相談所において、他市の養子縁組民間あっせん事業者との連携も行っていない。

ウ 今後の方向性

- ・ 家庭養育優先原則を実現するための里親及びファミリーホームの確保、委託の推進や社会的養育を必要とする子どもを永続的な家庭環境につなげるための特別養子縁組を推進する。

< 具体的な取組 >

里親支援を包括的に実施するフォスティング機関を中心とした、里親委託を推進するための総合的な実施体制の構築

里親登録者の拡大

ファミリーホームの設置促進

養育里親、養子縁組里親、短期間の養育や一時保護を行う里親等、多様な形態の里親を地域ごとに確保する取組

児童相談所における特別養子縁組の対象年齢の引き上げへの対応や、養子縁組民間あっせん事業者との連携方策を含めた相談支援のあり方の検討

(4) 施設養育体制の強化に向けた取組

ア 現状の取組

- ・ 本市所管の乳児院及び児童養護施設では、家庭での養育が困難な子どもに対する専門的な養育に加え、児童相談所と連携して、家庭復帰や里親委託、自立支援等を行っている。また、定員の範囲で一時保護委託やショートステイ事業による子どもの受け入れを行っている。
- ・ 本市所管の乳児院は、できる限り家庭的な環境での養育を行うため、小規模グループケアの整備をしている。
- ・ 本市所管の児童養護施設への入所数が増えてはいるものの、現在、本市が利用している県内施設の利用定員が5割を超えている状況である。
- ・ 本市には児童心理治療施設及び児童自立支援施設の設置がないため、児童心理治療施設は県内施設の定員割愛による入所措置、児童自立支援施設は協定定員の活用や定員割愛による入所措置をしている。

イ 課題等

- ・ 施設において専門的な養育を必要とする子どもを確実に受け入れる体制を確保するため、県内施設の定員等に関し、他自治体との調整が必要である。
- ・ 本市所管の児童養護施設のうち1施設は小規模グループケアが未整備であることから、国の考え方を踏まえた小規模かつ地域分散化に向けた取組や、本体施設の養育体制の充実等に向けた取組の検討が必要である。また、専門的なケアを必要とする子どもに対する施設養育体制の検討が必要である。
- ・ 職員の離職や保育士等の確保が困難な状況があり、施設養育を担う人材の確保や定着、育成に向けた支援が必要である。

ウ 今後の方向性

- ・ 施設で生活する子どもに対し、できる限り良好な家庭的環境での養育を行う体制を確保するとともに、専門的なケアを必要とする子どもに対する施設養育の検討を行うなどの取組を進める。

< 具体的な取組 >

県内施設の利用定員の確保に向けた調整

本市所管施設の地域小規模児童養護施設及び分園型小規模グループケアの整備促進、本体施設の高機能な養育体制の構築の検討

本市所管施設における施設職員の定着や育成に関する取組の推進

児童心理治療施設及び児童自立支援施設の必要性の検討を含めた、専門的ケアの充実に
に向けた対応の検討

(5) 一時保護の環境整備や体制強化に向けた取組

ア 現状の取組

- ・ 児童相談所では、一時保護を必要とする子どもの年齢や性別、心身の状況に応じて、一時保護所での保護のほか、施設や里親、医療機関等への一時保護委託を行っている。
- ・ 本市の一時保護所は定員25人（幼児11人、学童男子7人、学童女子7人）で、概ね

2歳から18歳までの子どもを対象としており、幼児と学童で生活環境を分けている。

- ・ 一時保護所では、緊急保護、子どものアセスメント、短期入所指導の役割を担い、必要に応じて、施設入所後や里親等委託後の子どもの受け入れ等も行っている。
- ・ 一時保護所では、子どもの権利擁護の取組として、意見箱の設置や学童の子どもと職員が参加する子ども会議を毎週開催している。

イ 課題等

- ・ 一時保護所が市内に1か所であることにより、同じ所属の子どもや相対する立場の子どもが同時に一時保護となる場合や、限られた設備等の中で特に支援を必要とする子どもが過ごしやすい生活環境の設定が難しいなど、子どもの安全確保や適切な支援を行う上での課題がある。
- ・ 施設入所や里親委託、家庭引き取りが円滑に進まずに、子どもによっては一時保護が長期化し、長期間登校ができないなどの課題がある。
- ・ 一時保護の長期化に伴い、一時保護所では定員を超えた受け入れ日数が増加している。定員超過の状況で、新たな緊急保護を受け入れる居室の確保や人的体制を整えることが困難となっている。
- ・ 一時保護の子どもに対する適切な支援を行うために必要とされる職員の専門性の向上及び蓄積が必要である。

ウ 今後の方向性

- ・ 一人ひとりの子どもの状況に応じて、適切な一時保護を行うとともに、一時保護の目的を達成するために、適切な支援や環境整備に向けた取組を進める。

< 具体的な取組 >

- 一時保護ガイドラインに基づいた一時保護所の定員設定や環境改善等の機能の充実強化
- 開放的な環境下で一時保護を行うための一時保護専用施設の設置
- 里親による一時保護の推進
- 一時保護所における子どもの意見表明の機会や意見をくみ取る方策の検討
- 一時保護所での自己評価の実施や第三者評価の受審
- 一時保護に関わる職員の研修等の実施

(6) 自立支援の取組

ア 現状の取組

- ・ 本市では、令和元年度から国の要綱に基づく「社会的養護自立支援事業」を実施し、継続支援計画の作成や生活相談・就労相談を実施している。また、市の事業として、大学等への進学を目的とした学習塾代等の支給や大学進学等奨学金を給付している。
- ・ 本市所管の児童養護施設では、退所する子どもの自立支援を行うために、令和元年度から支援計画の作成や独自に奨学金を支給する取組を行っている。
- ・ 本市の自立援助ホームでは、市内の就労支援機関との連携や地域の社会資源を活用しながら、入所している子どもの自立に向けた支援を行っている。

イ 課題等

- ・ 社会的養護自立支援事業の利用促進に向けて、里親や施設、対象となる子ども本人に対して周知を図る必要がある。
- ・ 子どもからの聞き取り調査では、大学等への進学を希望しつつも、経済面の心配をしている意見があった。また、社会的養護経験者からは、社会的養育の下で育つ子どもの自立を支援する上で、里親や児童相談所とは別の相談先があることや進路相談及び就労体験等ができることが望ましいこと、経済的な支援が必要であること等の意見があった。

ウ 今後の方向性

- ・ 社会的養育の下で育った子どもの就学や就労の促進に向けて、里親や施設、社会的養護自立支援事業の相談支援を担う事業者、児童相談所が連携して、子どもの自立支援の取組を推進する。

<具体的な取組>

- 自立支援に関する関係機関の連絡会の開催
- 国の動向を踏まえた社会的養護自立支援事業の充実
- 自立援助ホームの開設の促進
- 身元保証人確保対策事業の実施

(7) 児童相談所の強化に向けた取組

ア 現状の取組

- ・ 本市では、平成28年度に国の児童相談所強化プランに示された、人口と児童虐待相談対応件数の基準に基づき、児童福祉司及び児童心理司の増員を図り、児童虐待への初動対応や親子関係の再構築への取組を行っている。また、常勤の保健師、非常勤の弁護士及び医師を配置している。
- ・ 児童福祉司等の専門性の向上のため、法令に基づく児童福祉司任用後研修等のほか、市独自の研修等を実施している。

イ 課題等

- ・ 新たに示された「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」では、新たに里親養育支援や地域支援を担当する児童福祉司を含む、更なる児童福祉司や児童心理司の配置が求められており、計画的な人材確保が必要である。
- ・ 新任の児童福祉司が配置されるため、経験年数が少ない職員の割合が多くなっている。また、児童福祉司として5年以上の経験が必要とされる指導・教育担当の児童福祉司（スーパーバイザー）の確保が課題である。
- ・ 親子関係の再構築を図るために、保護者支援プログラムを担う職員の養成が必要である。
- ・ 児童相談所の介入機能と支援機能の分離、児童相談所の業務の質の評価の実施等、児童福祉法等の一部改正を踏まえて、児童相談所の強化が必要である。

ウ 今後の方向性

- ・ 児童相談所が果たす専門的な役割のもとで、社会的養育が必要な子ども及び社会的養育の担い手となる里親や施設等をきめ細かく支えるなど、社会的養育を地域で完結できる体制を目指し、児童福祉法の改正や国の対策に基づいて、児童相談所の体制強化を図るとともに、専門性の強化に向けた人材育成や人事配置の取組を進める。

< 具体的な取組 >

「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づく、児童福祉司及び児童心理司の配置

児童福祉法改正に沿った弁護士機能の強化及び医師の配置

児童福祉法改正に沿った介入機能と支援機能の分離、児童相談所業務の質の評価の実施

児童福祉司等の研修体系の構築

資料編

社会的養育が必要な子ども数の見込み

国の算定式を参考に、0歳～2歳、3歳～6歳、7歳～17歳に区分した令和2年以降の推計児童人口に、社会的養育が必要な子どもの割合を乗じて得た値を合算して、社会的養育が必要な子ども数を推計した（別記「算式」参照）。

なお、推計に当たっては、近年の児童虐待相談把握人数の増加に伴う潜在的なニーズを考慮している。

(単位：人)

区分	H31	前期					後期				
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
社会的養育が必要な子ども数	236	232	231	229	227	224	222	220	218	216	214
0歳～2歳	27	27	27	27	27	26	26	26	26	26	26
3歳～6歳	51	50	50	50	49	48	48	48	48	48	48
7歳～17歳	158	155	154	152	151	150	148	146	144	142	140

H31は2月1日現在

また、国の算定式や考え方を参考に、社会的養育が必要な子ども数の中で里親等委託が可能であると評価した子ども数を年齢区分ごとに算出し、里親等委託が可能な子ども数を推計した。

(単位：人)

区分	H31	前期					後期				
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
里親等委託が可能な子ども数	105	103	103	102	102	99	99	98	97	97	96
0歳～2歳	18	18	18	18	18	17	17	17	17	17	17
3歳～6歳	33	32	32	32	32	31	31	31	31	31	31
7歳～17歳	54	53	53	52	52	51	51	50	49	49	48

H31は2月1日現在

【算式】

社会的養育が必要な子ども数

= 推計児童人口（令和 2 年～令和 11 年）×基礎係数（社会的養育が必要な子どもの割合）

$$\text{基礎係数} = \text{子ども数} (\text{措置児童数}^{*1} + \text{潜在需要分}^{*2}) \div \text{児童人口}^{*3}$$

区分	子ども数 ^{*1,2}	児童人口 ^{*3}	基礎係数
0 歳～2 歳	27	15,640	0.001726
3 歳～6 歳	51	21,997	0.002318
7 歳～17 歳	158	66,393	0.002380

*1：措置児童数は、平成 31 年 2 月 1 日現在、乳児院、児童養護施設、里親、ファミリーホームに措置した数

*2：潜在需要分は、平成 31 年 2 月 1 日現在、一時保護所や母子生活支援施設等にいる子どものうち、社会的養育が必要と見込まれる子ども数

*3：児童人口は、平成 31 年 1 月 1 日現在

【児童人口の推移】

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
児童人口	102,645	101,616	100,719	99,990	99,023
0 歳～2 歳	15,692	15,511	15,392	15,354	15,324
3 歳～6 歳	21,754	21,565	21,512	21,150	20,853
7 歳～17 歳	65,199	64,540	63,815	63,486	62,846
総人口	722,774	722,447	721,646	721,148	719,617

	R 7	R 8	R 9	R10	R11
児童人口	98,026	97,041	96,257	95,440	94,712
0 歳～2 歳	15,304	15,279	15,281	15,209	15,144
3 歳～6 歳	20,642	20,506	20,493	20,498	20,530
7 歳～17 歳	62,080	61,256	60,483	59,733	59,038
総人口	717,831	715,765	714,992	713,392	712,559

施設定員の見込み

本市の所管施設については現行定員を維持しつつ、県内児童養護施設では入所児童の退所等による定員の減少を考慮して、利用定員を算出した。

区分	H31	前期					後期				
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
施設定員の見込み	183	169	164	159	153	145	140	134	123	119	117
児童養護施設	80	80	80	80	80	80	80				
地域小規模児童養護施設	-	-	-	-	-	-	-	80	80	80	80
県内児童養護施設	81	67	62	57	51	43	38	32	21	17	15
乳児院	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22

H31 は年度当初現在

資料 3

里親やファミリーホームへの委託子ども数の見込み（参考）

（国の里親等委託率を達成するために必要な里親等への委託子ども数）

国が実現を目指す里親等委託率及び目標年限を達成するために必要な里親やファミリーホームへの委託子ども数の見込みを推計したが、本市の現状からは、今後フォスティング機関の設置などの里親支援の総合的な実施体制を構築し、里親等委託を進めていくとしても、国の目標達成は困難であると考えられる。

本推計値は、国の目標の達成を目指していく上での参考として掲載するものである。

区分	R1	前期					後期				
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
里親登録者数(組)	67	75	81	89	92	102	106	112	118	124	132
うちファミリーホーム	3	3	3	4	4	5	6	6	6	6	6
委託子ども数	38	46	55	65	75	87	96	105	111	117	123
0歳～2歳	7	9	11	13	15	18	18	18	18	18	18
3歳～6歳	11	14	17	20	23	27	31	35	35	35	35
乳幼児計	18	23	28	33	38	45	49	53	53	53	53
7歳～17歳	20	23	27	32	37	42	47	52	58	64	70
里親等委託率(%)	18%	22%	26%	30%	35%	40%	44%	49%	52%	56%	59%
0歳～2歳	30%	35%	42%	50%	58%	75%	75%	75%	75%	75%	75%
3歳～6歳	28%	29%	35%	41%	48%	57%	66%	76%	76%	76%	76%
乳幼児計	29%	31%	37%	44%	51%	63%	69%	76%	76%	76%	76%
7歳～17歳	14%	17%	20%	23%	26%	29%	32%	36%	40%	45%	50%

R1は10月1日現在

里親等委託率の算定にあたっては、社会的養育が必要な子ども数の見込み（資料1）から、以下の特別養子縁組数の見込みを除いている。

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
特別養子縁組数の見込み	2	2	2	2	3	3	4	4	5	5
0歳～2歳	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2
3歳～6歳	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2
7歳～17歳	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1

当事者である子どもへの聞き取り調査の実施結果（概要）

「社会的養育推進の基本的方向性」の策定にあたって、当事者である子ども及び社会的養護経験者から聞き取り調査を実施した。

- 【対象】 ・ 施設や里親の下で生活している子ども 18人
 （内訳：小学生（高学年）5人、中学生6人、高校生7人）
 ・ 社会的養護経験者 4人

【結果の概要】

（1）施設や里親の下で生活している子ども

設問	回答（選択式）
「今の生活でよいと思うこと、安心できること」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設や里親宅で生活できる（11人） ・ 施設職員や里親、友だちを信頼して話ができる（11人） ・ 安全が守られている（10人） ・ 施設職員や里親、児童相談所、学校の先生など困ったときに相談しながら生活ができる（8人）
今の生活で困っていることや心配なこと	<ul style="list-style-type: none"> ・ イライラしたり、不安に思うことがある（8人） ・ 生活や勉強などが忙しい（4人） ・ 友だちやかかわりのある人とうまくいかないことやいやだと感じる（4人） ・ 相談できる人がいない（3人）
学校生活の中で困っていることや心配なこと	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勉強に関すること（11人） ・ 友だちに関すること（4人）
相談や話ができる人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 友だち（11人） ・ 施設職員、里親（8人） ・ 学校の先生、児童相談所職員（6人）
今の生活の中でしてほしいこと、こうなったらよいこと（自由意見）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族とのこと ・ 職員とのこと ・ 施設等での生活面や食事面、施設環境の改善
将来について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学への進学希望（8人） ・ 高校・専門学校への進学希望（4人） ・ 進路先を考えるにあたり、金銭面が心配である（3人）
大人になってどのようなことをしてもらえると安心できるか	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活のこと、仕事、お金のこと、対人関係などについて相談や支援が受けられるところがある（8人） ・ 施設職員、里親に引き続き相談できる（7人） ・ 心配ごとや不安があったときに相談できるところがある（6人）
子どもの権利ノート	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自分で持っている（9人） ・ 自分の手元にはない（1人） ・ 持っているが使い方がわからない（1人）

自分の意見を表明すること (自由意見)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設職員や里親に伝える(6人) ・ 児童相談所職員に伝える(4人) ・ 施設職員や里親、児童相談所職員と一緒に話し合いに参加する(3人) ・ 自分の意見を職員に聞いて欲しい ・ 職員にしっかり向き合って話を聞いて欲しい ・ 職員に話しやすい環境を作って欲しい ・ 自分のことは自分で考える ・ 自分で学校に話す
------------------------	--

(2) 社会的養護経験者

設問	回答
里親家庭で生活すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭的な環境である ・ 社会資源を活用できる ・ 里親との関係性を深く、長く持てる ・ 父と母がどちらもいるので、教育のバランスが取れる
施設で生活すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集団生活であるため対人関係のルールを学べる ・ 人がいるので寂しくなく過ごせる ・ 助けてくれる大人がいる ・ 職員の異動が多く、新しい職員には相談しにくい ・ 職員の経験値等によって子どもへの対応に違いがある ・ 施設のルールや職員の対応の一貫性が必要である
里親の下で生活する子どもの自立支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 里親家庭を出た後に、里親以外にも相談できる場所が必要である ・ 進路相談、就労体験やアルバイトができる ・ 進学に向けた経済的支援が必要である
施設で生活する子どもの自立支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 退所後の生活への不安を少なくするため、退所後の生活に必要な知識や手続きの仕方などの適切な情報提供が必要である ・ 施設外でのイベントや活動、人との交流が必要である
里親及び里親の下で生活する子どもへの支援に必要なこと	<ul style="list-style-type: none"> ・ 里親及び里子同士のつながり、里親会へのサポート ・ 経済面の支援 ・ 里親や児童相談所職員とは別の第三者としての相談先
社会的養育において必要なこと	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもが安心できる環境を作る。相談支援が欲しい ・ 子どもの声を聴き、生かしていけるとよい ・ 自立した際に困らないようにサポートして欲しい ・ 自分の育った里親のような家庭が増えること ・ 職員が担当する子ども数を少なくし、職員と子どもとの関わりを深めていく必要がある